

高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法の  
改正を求める意見書

昨今、加齢や認知症等の影響により判断力が低下した高齢者を狙った悪質な勧誘によって、高齢者が不必要な契約を締結させられてしまうトラブルが増加している。

また、若年成人の契約トラブルも引き続き深刻な状況である。

こうした状況に対応するため、平成28年通常国会において消費者契約法の一部改正が行われた。しかし、いくつかの論点についてはこの時点では法改正に至らず、さらに検討すべき今後の検討課題とされた。

また、現在成年年齢を引き下げることの内容とする民法改正が検討されており、これらが実現した場合には、18・19歳の未成年者取消権が喪失されることから、若年成人の消費者被害のさらなる増大が懸念される。

したがって、高齢化や情報化が進展する中、高齢者や若年成人等の消費者被害を防止・救済するために、合理的判断が働かない状態で締結された契約についての消費者の取消権を拡大する等の実効的な法制度の整備が必要である。

とりわけ、京都府においては、高齢者と共に学生も多く生活していることから、高齢者や若年成人が安心して生活する環境整備は極めて重要となっている。

については、国におかれては、次の事項について実現するよう強く要望する。

- 1 事業者によって「消費者の不安をあおる告知」や「勧誘目的で新たに構築した関係の濫用」が行われた場合の取消権の創設など、内閣府消費者委員会の「消費者契約法の規律の在り方についての答申」（平成29年8月8日付）において、法改正を行うべきとされた事項について、平成30年通常国会で法改正を実現すること。
- 2 高齢者・若年成人等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権の創設など、同答申において、「早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題」とされた事項についても、法改正を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月12日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	福 井 照 殿
消費者庁長官	岡 村 和 美 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 村 田 正 治